

質 疑 回 答 書

令和 8年7月3日

三条地域水道用水供給企業団
企業長 滝沢 亮

工事番号 企建第9号
工 事 名 三条第一支線送水管布設工事

番号	質 疑 事 項	図面 番号	回 答
1	本工事で「〇〇管材費」として集計されている費用は全て、管材費扱いとして、費用の1/2金額を共通仮設費、現場管理費の対象外として積算されていると考えてよろしいでしょうか。又は、管材費全額を諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の対象として積算しているのでしょうか。		「〇〇管材費」として集計されている費用は全て、管材費としています。管材費の扱については、令和7年度水道事業実務必携P8、5) 間接工事費等の項目別対象表のとおりです。
2	本工事で「〇〇資材費」「〇〇管材料費」として集計されている費用は全て、管材費扱いとせず、全額を諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の対象として積算していると考えてよろしいでしょうか。又は、管材費扱いとして、費用の1/2金額を共通仮設費、現場管理費の対象外として積算されているとして積算しているのでしょうか。		「〇〇資材費」「〇〇管材料費」として集計されている費用は全て、管材費扱いとせず、全額を諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の対象としています。
3	本工事で計上の「スクラップ(ヘビ-H1)」について スクラップの費用は、諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の対象として積算されていると考えてよろしいでしょうか。又は、諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の対象外として積算しているのでしょうか。		スクラップの費用は、諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)の対象として積算されています。

4	<p>施工第 66 号内訳表に計上の「鋼矢板 SY295 ひも付き (U 形 (2~4・2W~4W) (コード F0193))」及び、施工第 81 号内訳表に計上の「鋼矢板 SY295 ひも付き (U 形 (2~4・2W~4W) (コード F0194))」の単価について</p> <p>地域エクストラを含んだ単価にて積算されていると考えてよろしいでしょうか。又は、地域エクストラを含まない単価で積算されているのでしょうか。含まれていない場合、地域エクストラは、設計変更の対象となるのかも併せてご教示ください。</p>		<p>施工第 66 号内訳表に計上の「鋼矢板 SY295 ひも付き (U 形 (2~4・2W~4W) (コード F0193))」及び、施工第 81 号内訳表に計上の「鋼矢板 SY295 ひも付き (U 形 (2~4・2W~4W) (コード F0194))」の単価は、地域エクストラを含まない単価です。契約後、設計変更の対象とします。</p>
5	<p>施工第 113 号内訳表に計上の「φ 200 水道管挿入工機械器具損料 (コード F0199)」の単価 (円/式) について</p> <p>実施設計書の「管挿入-機械器具損料」により算出した損料 (円/m) の単価がそのまま採用されているのでしょうか。又は、上記損料 (円/m) に内訳表基準数値である「29.36m」を乗じて一式単価として採用されているのでしょうか、ご教示ください。</p>		<p>実施設計書の「管挿入-機械器具損料 物価資料単価調書」により算出した損料 (円/m) の単価を採用していますが、契約後、損料 (円/m) に内訳表基準数値である「29.36m」を数量として乗じた金額を正とし設計変更の対象とします。</p>
6	<p>施工第 134 号内訳表に計上の「φ 200 切断・溝切 2 工程機械損料 (コード F0197)」及び「φ 200 切断・溝切刃損耗費 (コード F0198)」について</p> <p>管の径 φ 400 と整合しませんが、当初設計に於いては設計書のまま φ 200 の損料・損耗費により積算すると考えてよろしいでしょうか。またその場合、φ 400 の損料・損耗費への変更は、設計変更の対象となるのかも併せてご教示ください。</p>		<p>施工第 134 号内訳表の「φ 200 切断・溝切 2 工程機械損料 (コード F0197)」及び「φ 200 切断・溝切刃損耗費 (コード F0198)」については φ 200 を φ 400 と読み替えて下さい。単価については φ 200 と φ 400 は同額なため設計変更の対象としません。</p>
7	<p>数量計算書 (令和 9 年度出来形対象) P41~44 の仮設鋼材損料計算書 1~4 について</p> <p>① 其々の軽量鋼矢板の計算書に於いて、1 現場当たり修理費及び損耗費には、補助工法の係数は考慮されずに積算されていると考えてよろしいでしょうか、ご教示ください。</p> <p>② 建設用仮設材質料積算基準では、軽量鋼矢板の 1 現場当たり修理費及び損耗費には、市場の整備費に補助工法係数を乗じて求めるようになっております。補助工法無しの係数「2.75」を乗じて積算されるのが適当であると考えますが、設計変更の対象となりますでしょうか、ご教示ください。</p>		<p>① ② 軽量鋼矢板は建て込みでの使用であり、補助工法を考慮しておりませんので、整備費に係数を乗じていません。令和 7 年度水道事業実務必携 P47、賃料等の算定に基づき、算定していますので設計変更の対象としません。</p>

8	<p>施工第 283 号内訳表に計上の「防草シート」の単価について 数量計算書(令和 9 年度出来形対象)P36 及び単価入力データ一覧表②より、建設物価 P392「プランテックス 240B/B 幅 2.0×長 30m」の単価によると考えてよろしいでしょうか。</p>		<p>ご理解のとおりです。</p>
9	<p>当社で保有していない「推進工事中用機械器具等損料参考資料(2019)」等の積算基準や文献は、発注者企業団等で閲覧は可能でしょうか。また他に閲覧可能な施設や方法がありましたら、ご教示ください。</p>		<p>ご質問の資料は、企業団内部で積算の参考としているものであり、外部への提供・閲覧はできません。関連する積算資料につきましては、建設物価調査会が発行する書籍に掲載されておりますので、そちらをご利用ください。</p>
10	<p>本工事の最低制限価格の算定方法は、三条市のそれに準じていると考えてよろしいでしょうか。</p>		<p>ご理解のとおりです。</p>